○松本市名誉市民条例

昭和39年3月31日

条例第45号

改正 平成19年3月14日条例第4号

平成27年3月13日条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、松本市市民又は松本市にゆかりの深い者で、政治、経済、教育、文化、 社会その他各般にわたり国家の繁栄に功績があった者及び松本市の名誉を高めた者で、市 民の尊敬の的として仰がれる者に「松本市名誉市民」の称号を贈り、その栄誉を称えるこ とを目的とする。

(決定)

第2条 名誉市民は、市長が市議会の同意を得て決定する。

(顕彰)

- 第3条 名誉市民には、称号記及び記章を贈る。
- 第4条 名誉市民の顕彰にあたっては、市広報をもって公表する。

(待遇)

- 第5条 名誉市民に対し、次の待遇を与えることができる。
 - (1) 市が行う式典その他の行事へ招待すること。
 - (2) 市の施設使用に対して便宜を与えること。
 - (3) その他市長が必要と認めること。
- 第6条 名誉市民が死亡したときは、弔詞及び弔慰金を贈る。

(選考委員会)

- 第7条 名誉市民を選考するため、市長の諮問機関として松本市名誉市民選考委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 第8条 委員会は、委員8人以内をもって組織し、その委員は、有識者及び市長が必要と認める者のうちから必要の都度、市長が委嘱する。
- 第9条 委員の任期は、委嘱の日から諮問に係る審議が終了するときまでの間とする。 (取消)
- 第10条 この条例によって名誉市民となった者が著しく体面をけがす行為があったときは、市長は市議会の同意を得て、名誉市民の称号を取消すことができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月14日条例第4号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。附 則(平成27年3月13日条例第12号)(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の松本市名誉市民条例(以下「旧条例」 という。)の規定により松本市名誉市民選考委員会の委員に委嘱されている者は、この条 例による改正後の松本市名誉市民条例(以下「新条例」という。)第8条の規定により委 員として委嘱されたものとみなす。この場合において、委員の任期は、新条例第9条の規 定にかかわらず、旧条例の規定による委員としての残任期間と同一の期間とする。